

# 資 料

## I 川崎市の公共用水域

本市は、市域面積約 144km<sup>2</sup>、人口 1,426,943 人（平成 23 年 4 月 1 日現在）で、東は東京湾に面し、南北を多摩川と鶴見川に挟まれ、南東から北西へ延長約 33km にわたる細長い地形となっている。

市内の水域は、多摩川水系、鶴見川水系及び海域（東京湾）の 3 つからなり、市内を流れる中小河川は、多摩川水系と鶴見川水系に分けられ、その総延長は 76.2km に及んでいる。

### 1 多摩川水系

#### (1) 多摩川

多摩川は、流路延長 138km、流域面積 1,240 k m<sup>2</sup>で、山梨県北東部の秩父山塊にその源を發し、途中、小菅川、秋川、浅川などが合流し、東京湾に注いでいる。多摩川の河口部から 29.8km の間は、本市と東京都の境を流れている。市内の河川としては、三沢川、平瀬川が合流している。

#### (2) 三沢川

三沢川は、流路延長 1.84 k m、流域面積 3.43 k m<sup>2</sup>で、麻生区黒川にその源を發し、途中、東京都稲城市内を流れ、再び本市に入り、多摩区布田（上河原堰下）において多摩川に合流している。上流域は比較的自然的状態が残されている。

#### (3) 旧三沢川

旧三沢川は、流路延長 1.995 k m、流域面積 1.25 k m<sup>2</sup>で、多摩区菅仙谷地先に源を發し、多摩丘陵の北縁に沿って東流し、途中子ノ神地先で北東に流下し、再び東に流路をとって菅馬場地先で準用河川ニヶ領本川に合流している。

#### (4) 平瀬川

平瀬川は、流路延長 7.56 k m、流域面積 27.05 k m<sup>2</sup>で、宮前区水沢の丘陵にその源を發し、途中、支川と合流し、宮前区及び高津区の西部地域を中心に流れ、津田山台地を 2 本のトンネルで抜け、高津区久地において多摩川に合流している。

#### (5) 平瀬川支川

平瀬川支川は、流路延長 3.79 k m、流域面積 4.85 k m<sup>2</sup>で、麻生区東百合ヶ丘地先に源を發し、丘陵地の谷合を北東に流下し、東長沢地先で流路を南にとり、横浜生田線を横断し、宮前区初山 1 丁目地先で一級河川平瀬川へ流入している。

#### (6) ニヶ領用水

ニヶ領用水は、農業用水として約 400 年前につくられ、多摩川の上河原及び宿河原の両堰堤から取水している。古くから市民に親しまれ、護岸の整備に合わせて親水化が図られてきた。山下川、五反田川等が合流し、多摩区及び高津区内を流れ、途中、高津区久地の円筒分水手前で平瀬川に合流し、再び多摩川に注いでいる。一部の水は円筒分水から下流の高津区、中原区、幸区を流れるが、中原区今井仲橋の下流でその一部が渋川を経て矢上川に合流している。山下川、五反田川等を含めた流路延長は 26.7km である。

(7) 五反田川

五反田川は、流路延長 4.8km、流域面積 2.09 k m<sup>2</sup>で、麻生区細山に源を發し、細山調整池を経て多摩区東生田で二ヶ領本川に合流している。

(8) 山下川

山下川は、流路延長 1.59 k m、流域面積 8.0 k m<sup>2</sup>で、多摩区菅馬場地先(菅北浦調整池:88,400m<sup>3</sup>)に源を發し、多摩丘陵の北縁にあたる丘陵地に沿って東に向かって流下し、途中で北東に流路を変え、生田地先で一級河川ニヶ領本川に流入している。

(9) 排水路・下水路

多摩川に合流する雨水排水路として、登戸、諏訪、宮内等の排水路・下水路がある。これらの流路延長は短く、生活排水がほとんどを占めているが、最近では流域の下水道の整備が進み、水質の良化が見られる。

## 2 鶴見川水系

(1) 鶴見川

鶴見川は、流路延長 42.5km、流域面積 235 k m<sup>2</sup>で東京都町田市の丘陵地にその源を發し、途中、恩田川、矢上川などが合流している。幸区南加瀬で横浜市との境を流下し、横浜市鶴見区で東京湾に注いでいる。上流部(谷本川)では麻生川、真福寺川、早野川、下流部では矢上川が合流している。

(2) 麻生川

麻生川は、流路延長 2.9 k m、流域面積 9.72 k m<sup>2</sup>で、麻生川は、麻生区金程及び東京都稲城市平地地先に源を發し、稲城市との境を流下し、主要地方道世田谷町田線と小田急線との間を流れ、さらに世田谷町田線を横断して上麻生地先で片平川と合流している。合流後、南東に向きを変え、大谷戸橋で県管理の区間を経て鶴見川に流入している。流域は、一部市街化調整区域があるものの、土地区画整理事業が進行し、流域全体としては、市街化率が高くなりつつある。

(3) 真福寺川

真福寺川は、流路延長 2.5 k m、流域面積 2.7 k m<sup>2</sup>で、麻生区王禅寺地先に源を發し、麻生区上麻生を南流し、下麻生地先で鶴見川に合流している。流域は、全体的に宅地化が進み、特に上流部は、土地区画整理事業等によって宅地化され、市街化率は高くなりつつある。

(4) 片平川

片平川は、流路延長 2.78 k m、流域面積 3.41 k m<sup>2</sup>で、麻生区栗木地先に源を發し、北東に流下し、常念寺から大きく屈曲して上麻生蓮光寺線に沿って流下し、上麻生地先で準用河川麻生川に流入している。流域は、右岸のほぼ全域が市街化調整区域であり、左岸流域は、土地区画整理事業等による宅地化により、市街化率が高くなりつつある。

(5) 早野川

早野川は、流路延長 1.90 k m、流域面積 1.82 k m<sup>2</sup>で、麻生区王禅寺地先に源を発し、真福寺川の東を平行して流れ、早野地先で鶴見川に合流している。流域内の左岸側は、市街化調整区域、上流部は百合ヶ丘団地、三井団地等がある。

(6) 矢上川

矢上川は、宮前区土橋にその源を発し、途中、有馬川、江川、渋川等が合流している。宮前区、高津区、中原区を東に流れ、幸区南加瀬（鷹野大橋上）で鶴見川に合流している。有馬川等を合わせた流路延長は 21.7km であり、鶴見川水系の市内河川では最も長く、流域面積、流域人口も最大である。流域は、田園都市線を中心とする大規模な土地区画整理事業によって宅地化が急激に進み、市街化率は著しく高くなっている。

(7) 有馬川

有馬川は、流路延長 5.33 k m、流域面積 7.49 k m<sup>2</sup>で、宮前区鷺沼地先に源を発し、有馬地内を流れ、市営有馬第一団地付近で南東に向きを変え、主要地方道丸子中山茅ヶ崎線に沿って北東に向きを変え、野川地先で一級河川矢上川に流入している。

(8) 江川

江川は、流路延長 2.7 k m、流域面積 5.30 k m<sup>2</sup>で、中原区新城 3 丁目に源を発し、中原区井田地先で矢上川に流入している。

(9) 渋川

渋川は、流路延長 2.4 k m、流域面積 2.25 k m<sup>2</sup>で、中原区今井南町 401 番地先に源を発し、幸区矢上 957 番地先で矢上川に流入している。

### 3 海城（東京湾）

多摩川及び鶴見川が注ぐ東京湾は、奥行き約 80km、平均幅約 30km、面積約 1,400 km<sup>2</sup>であるが、浦賀と富津を結ぶ湾口の幅はわずか 6km で、閉鎖性の水域である。本市の臨海地域は京浜工業地帯の中核を成しており、北側で東京都、西側で横浜市に接し、幅は約 8km である。浮島町、千鳥町、東扇島等の埋立地が造成されており、京浜運河、大師運河等大小 16 の運河がある。

## II 環境基準・排水基準等一覧表

### 1 環境基準等

(1) 公共用水域に関する環境基準等（抜粋）	173
ア 水質汚濁に係る環境基準	173
イ 環境基準水域類型指定一覧表	175
ウ 川崎市河川水質管理計画	178
(2) 地下水の水質汚濁に係る環境基準（抜粋）	179
(3) 公共用水域及び地下水に係る要監視項目の指針値（抜粋）	180
ア 公共用水域に係る要監視項目の指針値（抜粋）	180
イ 地下水に係る要監視項目の指針値（抜粋）	180
(4) 土壌の汚染に係る環境基準（抜粋）	181
(5) ダイオキシン類に係る環境基準（抜粋）	183
<b>2 工場・事業場（以下「工場等」という。）の排水等に適用される排水基準等</b>	<b>184</b>
(1) 事業所から排出される排水に適用される排水基準及び規制基準	184
(2) 有害物質等に係る排水の排水基準及び規制基準（概要）	184
ア 一般の工場・事業場から排出される排水に適用される排水基準及び規制基準	184
イ 有害物質に係る暫定基準	186
ウ 排水指定物質に係る暫定基準	187
(3) 水の汚染状態を示す項目に係る排水の排水基準及び規制基準（概要）	187
ア 一般の工場・事業場から排出される排水に適用される排水基準及び規制基準	187
イ 水の汚染状態を示す項目の排水基準及び排水指定物質の規制基準に係る暫定基準	189
ウ し尿その他生活に起因する排水のみを排出する事業所であつてし尿処理施設又は下水道終末処理施設のみを設置する事業所に係る排水についての基準	189
エ 旅館業の用に供する施設等を設置する事業場から排出される排水に係る基準	191
オ 畜舎のみを設置する特定事業場から排出される排水に係る基準	192
カ その他の事業所から排出される排水の基準	192
キ 窒素含有量及びりん含有量に係る上乘せ排水基準	193
<b>3 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質排水基準</b>	<b>195</b>
<b>4 土壌汚染に関する基準</b>	<b>196</b>
<b>5 指定区域の指定に係る基準等</b>	<b>198</b>
<b>6 地下水の浄化基準</b>	<b>199</b>
<b>7 特定地下浸透水の有害物質等を含むものとしての要件</b>	<b>201</b>
<b>8 地下水の水質浄化に係る措置命令の必要な限度</b>	<b>202</b>

## 1 環境基準等

- (1) 公共用水域に関する環境基準等  
ア 水質汚濁に係る環境基準（抜粋）

別表1 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01 mg/L 以下	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	シマジン	0.003 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
P C B	検出されないこと。	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。  
2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。  
3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。  
4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸性イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

別表2 生活環境の保全に関する環境基準  
河川（湖沼を除く。）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		p H	BOD	S S	DO	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50 MPN/100mL 以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000 MPN/100mL 以下
B	水道3級 水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000 MPN/100mL 以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2 mg/L 以上	—

備考 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

海域

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		pH	COD	DO	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質
A	水産1級 水浴 自然環境保全及び B以下の欄に掲げ るもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000 MPN/100mL 以下	検出されないこと。
B	水産2級 工業用水及びCの 欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げ るもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2 mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げ るもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3 mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水 産3種を除く。）	0.6 mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09mg/L以下

備考 1 基準値は、年間平均値とする。  
2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域  
について行うものとする。

別表3 水生生物保全環境基準

(平成15.11.5 環告)

項目	水域	類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
全亜鉛	河川及び 湖沼	生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生 生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下
		生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生 生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場 として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下
		生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及 びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下
		生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生 生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場 として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下
	海域	生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下
		生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖 場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必 要な水域	0.01mg/L以下

イ 環境基準水域類型指定一覧表  
生活環境の保全に関する類型指定

水域名	範囲	当該 類型	達成 期間	告示番号 告示年月日	暫定目標
多摩川上流（１）	和田橋より上流（小河内ダム貯水池に係る部分を除く）	AA	イ	告示第 27 号 H10. 6. 1	
多摩川上流（２）	和田橋から拝島橋まで	A	ハ	閣議決定 S45. 9. 1	
多摩川中・下流	拝島橋より下流	B	イ	告示第 17 号 H13. 3. 30	
ニヶ領本川	全域	B	ハ	県告示第 760 号 H15. 10. 7	
平瀬川	〃	B	ハ	〃	
三沢川	〃	C	イ	〃	
鶴見川上流	烏山川合流点から上流	D	ハ	閣議決定 S45. 9. 1	
鶴見川下流	烏山川合流点から下流	E	ハ	〃	
東京湾（１）	図 1 参照	海域 C	イ	告示第 33 号 H14. 3. 29	
東京湾（２）	〃	海域 C	イ	〃	
東京湾（３）	〃	海域 C	ロ	〃	
東京湾（４）	〃	海域 C	イ	〃	
東京湾（５）	〃	海域 C	イ	閣議決定 S46. 5. 25	
東京湾（６）	〃	海域 C	イ	告示第 33 号 H14. 3. 29	
東京湾（７）	〃	海域 C	イ	〃	
東京湾（８）	〃	海域 C	イ	閣議決定 S46. 5. 25	
千葉港（甲）	〃	海域 C	イ	告示第 33 号 H14. 3. 29	
東京湾（９）	〃	海域 B	ハ	〃	
東京湾（10）	〃	海域 B	ロ	〃	
東京湾（11）	〃	海域 B	ロ	閣議決定 S46. 5. 25	
東京湾（12）	〃	海域 B	イ	告示第 33 号 H14. 3. 29	
東京湾（13）	〃	海域 B	ロ	閣議決定 S46. 5. 25	
東京湾（14）	〃	海域 B	ロ	〃	
東京湾（15）	〃	海域 B	イ	告示第 33 号 H14. 3. 29	
千葉港（乙）	〃	海域 B	イ	閣議決定 S45. 9. 1	
東京湾（16）	〃	海域 A	ロ	閣議決定 S46. 5. 25	
東京湾（17）	〃	海域 A	イ	〃	

水域名	範囲	当該 類型	達成 期間	告示番号 告示年月日	暫定目標
千葉港	図2参照	海域Ⅳ	イ	告示第47号 H17.6.3	
東京湾 (イ)	〃	海域Ⅳ	イ	〃	
東京湾 (ロ)	〃	海域Ⅳ	イ	〃	
東京湾 (ハ)	〃	海域Ⅳ	イ	〃	
東京湾 (二)	〃	海域Ⅲ	イ	〃	
東京湾 (ホ)	〃	海域Ⅱ	イ	〃	

- (注) 1 達成期間は、次のとおりである。
- (1) 「イ」は、直ちに達成
  - (2) 「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成
  - (3) 「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成
  - (4) 「二」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。
- 2 告示は環境省告示、県告示は神奈川県告示のことである。

水生生物保全に関する類型指定

水域	該当類型	達成期間	備考	告示番号 告示年月日
多摩川上流（拝島橋より上流。ただし、小河内ダム貯水池（奥多摩湖）（全域）に係る部分を除く）	河川生物A	直ちに達成する。	多摩川水系の多摩川	告示第93号 H18.6.30
多摩川中・下流（拝島橋より下流）	河川生物B	直ちに達成する。	多摩川水系の多摩川	告示第93号 H18.6.30

- (注) 1 該当類型の欄中の「河川生物A」及び「河川生物B」とは、告示別表2の1(1)のイの類型の欄に掲げる「生物A」及び「生物B」である。
- 2 備考の欄の多摩川水系の多摩川とは、環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成5年政令第371号）別表の一のタに規定する水域である。



ウ 川崎市河川水質管理計画

(7) 人の健康の保護に関する環境目標

- ・対象水域 公共用水域
- ・対象項目及び環境目標値

対象項目	環境目標値	対象項目	環境目標値
カドミウム	0.01 mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	シマジン	0.003 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
ジ-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		

・達成時期 目標設定時から

(イ) 生活環境の保全に関する環境目標

- ・対象水域
  - 多摩川水系 三沢川、五反田川、二ヶ領用水、平瀬川
  - 鶴見川水系 麻生川、片平川、真福寺川、矢上川、有馬川、渋川
- ・対象項目及び環境目標値

対象項目 対象水域	環境目標値		
	BOD	COD	生物
AA目標	3mg/L 以下	5mg/L 以下	多様な生物が生息できる水質
A 目標	5mg/L 以下	5mg/L 以下	
B 目標	8mg/L 以下	8mg/L 以下	ドジョウ、モツゴ、コイ、フナ等の魚類が生息できる水質
C 目標	10mg/L 以下	10mg/L 以下	コイ、フナが生息でき不快のない水質

AA目標の対象河川 五反田川、二ヶ領用水、平瀬川

A目標の対象河川 三沢川

B目標の対象河川 麻生川、片平川、真福寺川

C目標の対象河川 矢上川、有馬川、渋川

・達成期間

平成21年度

・評価方法

年間データのうち75%値

## (2) 地下水の水質汚濁に係る環境基準 (抜粋)

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01 mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L 以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る環境基準値については、最高値とする。			
2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。			
3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1,43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸性イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。			

(3) 公共用水域及び地下水に係る要監視項目の指針値（抜粋）

ア 公共用水域に係る要監視項目の指針値（抜粋）

項 目	指 針 値	項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下	トランス-1,2-ジクロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下	p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下	ダイアジノン	0.005 mg/L 以下
フェニトロチオン	0.003 mg/L 以下	イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下
オキシ銅	0.04 mg/L 以下	クロロタロニル	0.05 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下	E P N	0.006 mg/L 以下
ジクロルボス	0.008 mg/L 以下	フェノブカルブ	0.03 mg/L 以下
イプロベンホス	0.008 mg/L 以下	クロルニトロフェン	—
トルエン	0.6 mg/L 以下	キシレン	0.4 mg/L 以下
フタル酸ジエチルキシル	0.06 mg/L 以下	ニッケル	—
モリブデン	0.07 mg/L 以下	アンチモン	0.02 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
ウラン	0.002 mg/L 以下	全マンガン	0.2 mg/L 以下

イ 地下水に係る要監視項目の指針値（抜粋）

項 目	指 針 値	項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下	p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下	ダイアジノン	0.005 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下	イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下
フェニトロチオン	0.003 mg/L 以下	クロロタロニル	0.05 mg/L 以下
オキシ銅	0.04 mg/L 以下	E P N	0.006 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下	フェノブカルブ	0.03 mg/L 以下
ジクロルボス	0.008 mg/L 以下	クロルニトロフェン	—
イプロベンホス	0.008 mg/L 以下	キシレン	0.4 mg/L 以下
トルエン	0.6 mg/L 以下	ニッケル	—
フタル酸ジエチルキシル	0.06 mg/L 以下	アンチモン	0.02 mg/L 以下
モリブデン	0.07 mg/L 以下	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
ウラン	0.002 mg/L 以下	全マンガン	0.2 mg/L 以下

## (4) 土壌の汚染に係る環境基準 (抜粋)

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 1 mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地 (田に限る。) においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1 L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地 (田に限る。) において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。

項 目	環 境 上 の 条 件
ふっ素	検液 1 L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1 L につき 1mg 以下であること。
備考	<p>1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8 mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4 mg 及び 3 mg とする。</p> <p>3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4 有機磷とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。</p>

(5) ダイオキシン類に係る環境基準（抜粋）

第1 環境基準

- 4 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- 5 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
- 6 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

別表

媒体	基準値
水質（水底の底質を除く。）	1 p g -TEQ / L 以下
水底の底質	150 p g -TEQ / g 以下
土壌	1,000 p g -TEQ / g 以下
備考	1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

## 2 工場・事業場の排水等に適用される排水基準等

### (1) 事業所から排出される排水に適用される排水基準及び規制基準

- ア 排水基準を定める省令（昭和 46. 6. 21 総令第 35 号以下「省令」という。）に基づく排水基準（以下「一律排水基準」という。）
- イ 大気汚染防止法第 4 条第 1 項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定による排水基準を定める条例（昭和 46. 10. 15 神奈川県条例第 52 号以下「上乗せ条例」という。）に基づく排水基準（以下「上乗せ排水基準」という。）
- ウ 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成 11. 12. 24 川崎市条例第 50 号以下「市条例」という。）に基づく排水の規制基準（以下「市条例規制基準」という。）

### (2) 有害物質等に係る排水の排水基準及び規制基準（概要）

事業場から排出される排水中に含まれる有害物質（市条例では排水指定物質の一部）の濃度の許容限度について、一律排水基準は省令別表第 1 に、上乗せ排水基準は上乗せ条例別表第 2 に、市条例規制基準は市条例施行規則別表第 11 に定められている。

#### ア 一般の工場・事業場から排出される排水に適用される排水基準及び規制基準

項 目	許 容 限 度			
	一律排水基準及び上乗せ排水基準(◎印欄は上乗せ排水基準)	市条例規制基準		
		新設の事業所		
カドミウム及びその化合物	0.1 mg/L	0.1 mg/L	0.1 mg/L	0.1 mg/L
シアン化合物	1 mg/L	1 mg/L	1 mg/L	1 mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メルパチオン、メチルメトン及び EPN に限る。）	0.2 mg/L◎	0.2 mg/L	0.2 mg/L	0.2 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L	0.1 mg/L	0.1 mg/L	0.1 mg/L
六価クロム化合物	0.5 mg/L	0.5 mg/L	0.5 mg/L	0.5 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L	0.1 mg/L	0.1 mg/L	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L	0.005 mg/L	0.005 mg/L	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
PCB	0.003 mg/L	0.003 mg/L	0.003 mg/L	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.3 mg/L	0.3 mg/L	0.3 mg/L	0.3 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L	0.1 mg/L	0.1 mg/L	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L	0.2 mg/L	0.2 mg/L	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L	0.02 mg/L	0.02 mg/L	0.02 mg/L
1, 2-ジクロロエタン	0.04 mg/L	0.04 mg/L	0.04 mg/L	0.04 mg/L
1, 1-ジクロロエチレン	0.2 mg/L	0.2 mg/L	0.2 mg/L	0.2 mg/L
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L	0.4 mg/L	0.4 mg/L	0.4 mg/L
1, 1, 1-トリクロロエタン	3 mg/L	3 mg/L	3 mg/L	3 mg/L
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 mg/L	0.06 mg/L	0.06 mg/L	0.06 mg/L
1, 3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L	0.02 mg/L	0.02 mg/L	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L	0.06 mg/L	0.06 mg/L	0.06 mg/L

項 目	許 容 限 度					
	一律排水基準及び上 乗せ排水基準(◎印欄 は上乗せ排水基準)		市条例規制基準			
			新設の事業所	新設の事業所以外		
シマジン	0.03	mg/L	0.03	mg/L	0.03	mg/L
チオベンカルブ	0.2	mg/L	0.2	mg/L	0.2	mg/L
ベンゼン	0.1	mg/L	0.1	mg/L	0.1	mg/L
セレン及びその化合物	0.1	mg/L	0.1	mg/L	0.1	mg/L
ほう素及びその化合物	海域 230	mg/L■	海域 230	mg/L	海域 230	mg/L▲
	その他 10	mg/L■	その他 10	mg/L	その他 10	mg/L▲
ふっ素及びその化合物	海域 15	mg/L■	海域 15	mg/L	海域 15	mg/L▲
	その他 8	mg/L■	その他 8	mg/L	その他 8	mg/L▲
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100	mg/L■	100	mg/L	100	mg/L▲
ダイオキシン類	-		10	pg-TEQ/L	10	pg-TEQ/L

- 備考 1 一律排水基準及び上乗せ排水基準は、特定施設（水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設をいう。以下同じ。）を設置する事業場（同法第2条第5項に規定する特定事業場をいう。以下「特定事業場」という。）の排出水に適用される。
- 2 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の許容限度は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量とする。
- 3 上乗せ排水基準において、「新設」とは、昭和46年11月1日（水質汚濁防止法施行令第1条の改正により新たに定められた特定施設に係る場合にあっては、当該特定施設が定められた日をいう。）以降に設置する特定事業場（昭和46年11月1日前から建設工事中のものを除く。）をいう。
- 4 市条例規制基準において、「新設の事業所」とは、昭和46年9月11日（旅館業法第2条第1項に規定する旅館業（下宿営業を除く。）に属する事業所にあっては昭和49年12月1日、廃棄物の最終処分場にあつては昭和62年9月10日。以下この別表において「基準適用日」という。）以後に設置した事業所（基準適用日前から設置の工事がされているものを除く。）をいう。ただし、基準適用日前に設置した事業所（基準適用日前から設置の工事がされているものを含み、1日当たりの平均的な排水の量が50m<sup>3</sup>未満のものを除く。）にあっては、基準適用日（水質汚濁防止法施行令第1条の改定により新たに定められた特定施設を設置する事業所にあっては、当該特定施設が定められた日）以後に特定施設を設置して新たに特定事業場となったものを含む。
- 5 市条例規制基準は、畜舎に係る排水については、適用しない。
- 6 市条例規制基準において、砒素及びその化合物、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物並びにクロム及びその化合物に係る許容限度は、昭和49年12月1日において現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律125号）第2条第1項に規定する温泉をいう。）を利用する事業所に係る排水については、適用しない。
- 7 ■印の欄について、省令附則別表に掲げる業種に属する工場又は事業場の排出水には、適用期間は平成22年7月1日から3年間、別途暫定基準が適用されている。（「イ 有害物質に係る暫定基準」を参照）
- 8 ▲印の欄について、市条例施行規則附則別表に掲げる業種に属する工場又は事業場の排出水には、平成25年6月30日まで、別途暫定基準が適用されている。（「ウ 排水指定物質に係る暫定基準」を参照）

イ 有害物質に係る暫定基準

有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度
ほう素及びその他化合物	ほうろう鉄器製造業（海域以外）	50mg/L
	うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するもの。海域以外）	
	貴金属製造・再生業（海域以外）	
	電気めっき業（海域以外）	
	下水道業（温泉を利用する旅館業から排出される水を受け入れているものであって、一定の条件に該当するものに限る。海域以外）	
	ほう酸製造業（海域以外）	80mg/L
	金属鋳業（海域以外）	150mg/L
	粘土かわら製造業（うわ薬かわらを製造するもの。海域以外）	
	うわ薬製造業（うわ薬かわらの製造に使用するうわ薬を製造するもの。海域以外）	
	温泉を利用する事業所	500mg/L
ふっ素及びその化合物	化学肥料製造業（海域以外）	10mg/L
	ほうろう鉄製造業（海域以外）	15mg/L
	うわ薬製造業（ほうろううわ薬、海域以外）	
	電気めっき業（平均排水量が 50 m <sup>3</sup> /日以上、海域以外）	
	旅館業（昭和 49 年政令第 363 号の施行の際現にゆう出していなかった温泉を利用するもの、平均排水量が 50 m <sup>3</sup> /日以上、海域以外）	
	電気めっき業（平均排水量が 50 m <sup>3</sup> /日未満）	50mg/L
	旅館業（温泉を利用するもの、平均排水量が 50 m <sup>3</sup> /日未満）	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	下水道業（モリブデン化合物製造業又はジルコニウム化合物製造業から排出される水を受け入れているものであって、一定の条件に該当するものに限る。）	170mg/L
	酸化コバルト製造業	220mg/L
	電気めっき業	400mg/L
	畜産農業	900mg/L
	ジルコニウム化合物製造業	1000mg/L
	モリブデン化合物製造業及びバナジウム化合物製造業	1800mg/L
	貴金属製造・再生業	3600mg/L

備考 1 この表の左欄に掲げる有害物質の種類ごとに中欄に掲げる業種その他の区分に属する特定事業場（法第 2 条第 5 項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。）が同時に他の業種その他の区分にも属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表によりそれらの業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場から排出される排出水の排水基準については、それらのうち、最大の許容限度のものを適用する。

ウ 排水指定物質に係る暫定基準

排水指定物質の種類	業種その他の区分	許容限度
ほう素及びその化合物	電気めっき業（海域以外）	50mg/L
	温泉を利用する事業所	500mg/L
ふっ素及びその化合物	電気めっき業（海域以外）	15mg/L
	昭和49年12月1日において現にゆう出している温泉を利用する事業所	50mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	電気めっき業	400mg/L

備考 1 この表の左欄に掲げる排水指定物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する事業所が同時に他の業種その他の区分に属する場合において、改正後の規則別表第11又はこの表によりその業種その他の区分につき異なる許容限度の規制基準が定められているときは、当該事業所に係る排水については、それらの規制基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。

(3) 水の汚染状態を示す項目に係る排水の排水基準及び規制基準（概要）

一律排水基準は省令別表第2に、上乗せ排水基準は上乗せ条例別表第3に、市条例規制基準は市条例施行規則別表第11及び第12に定められている。

ア 一般の工場・事業場から排出される排水に適用される排水基準及び規制基準

項目	許 容 限 度				
	一律排水基準及び上乗せ排水基準 (◎印の欄は上乗せ排水基準)		市条例規制基準		
	新 設	新設以外	新 設	新設以外	
水素イオン濃度	5.8～8.6 ◎	5.8～8.6 ◎	5.8～8.6	5.8～8.6	
生物化学的酸素要求量	25 mg/L ◎ ( 20 mg/L )	60 mg/L ◎ ( 50mg/L )	25 mg/L	60 mg/L	
化学的酸素要求量	25 mg/L ◎ ( 20 mg/L )	60 mg/L ◎ ( 50mg/L )	25 mg/L	60 mg/L	
浮遊物質	70 mg/L ◎ ( 40mg/L )	90 mg/L ◎ ( 70mg/L )	70 mg/L	90 mg/L	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 ( 鉱油類含有量 )	5 mg/L	5 mg/L	5 mg/L	5 mg/L	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 ( 動植物油脂類含有量 )	5 mg/L ◎	10 mg/L ◎	5 mg/L	10 mg/L	
フェノール類	0.5 mg/L ◎	0.5 mg/L ◎	0.5 mg/L	0.5 mg/L	
銅及びその化合物	1 mg/L ◎	3 mg/L	1 mg/L	3 mg/L	
亜鉛及びその化合物	1 mg/L ◎	2 mg/L ▼	1 mg/L	2 mg/L★	
鉄及びその化合物 (溶解性のものに限る。)	3 mg/L ◎	10 mg/L	3 mg/L	10 mg/L	
マンガン及びその化合物 (溶解性のものに限る。)	1 mg/L ◎	1 mg/L ◎	1 mg/L	1 mg/L	
クロム及びその化合物	2 mg/L	2 mg/L	2 mg/L	2 mg/L	
ニッケル及びその化合物	—	—	1 mg/L	1 mg/L	
大腸菌群数	(3000 個/cm <sup>3</sup> )		3000 個/cm <sup>3</sup>	3000 個/cm <sup>3</sup>	
窒素含有量 (T-N)	120 mg/L ( 60 mg/L ) ●		—	—	

項目	許 容 限 度			
	一律排水基準及び上乗せ排水基準 (◎印の欄は上乗せ排水基準)		市条例規制基準	
	新 設	新設以外	新 設	新設以外
りん含有量 (T-P)	16 mg/L ( 8 mg/L ) ●		—	—
臭 気	—	—	受け入れる水に臭気を帯びさせるようなものを含んでいないこと。	
色汚染度	—	—	排水を希釈しない状態で12度以下とし、かつ、当該排水を蒸留水で1対1に希釈した状態で8度以下とする。	
温 度	—	—	排水の水温は38度以下とし、かつ、当該排水を放流する水域の水温を10度以上越えないものとする。	

- 備考
- 一律排水基準及び上乗せ排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m<sup>3</sup>以上の特定事業場から排出される排出水のみ適用される。ただし、当該排出水の量が50m<sup>3</sup>未満の特定事業場から排出される排出水には水素イオン濃度に係る排水基準が適用される。
  - 一律排水基準及び上乗せ排水基準について、生物化学的酸素要求量に係る排水基準は海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水について適用し、化学的酸素要求量に係る排水基準は湖沼又は海域に排出される排出水について適用する。
  - ( ) 内の数値は日間平均値
  - 窒素含有量及びりん含有量(●印の欄)については、平成11年4月1日から業種区分ごとの上乗せ排水基準が設定されている。「キ 窒素含有量及びりん含有量に係る上乗せ排水基準」を参照。
  - 上乗せ排水基準における「新設」とは、昭和46年11月1日(水質汚濁防止法施行令第1条の改正により新たに定められた特定施設に係る場合にあっては、当該特定施設が定められた日をいう。)以後に設置する特定事業場(昭和46年11月1日前から建設工事中のものを除く。)をいう。
  - 市条例規制基準において、「新設」とは、昭和46年9月11日(廃棄物の最終処分場にあつては昭和62年9月10日、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量及び浮遊物質について、日本標準産業分類に定める食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業(たばこ製造業を除く。)、情報通信業(通信業、インターネット附随サービス業、レコード制作業、新聞業及び出版業を除く。)、卸売業、小売業、不動産業、物品賃貸業(駐車場業、物品賃貸業に限る。)、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業(協同組合(他に分類されないもの)に限る。))又はサービス業(他に分類されないもの)(廃棄物の最終処分場を除く。以下市条例別表第12に係る部分において同じ。)に属する事業所にあつて1日当たりの排水の量が50m<sup>3</sup>未満のものにあつては平成10年4月1日、水素イオン濃度について、旅館業法第2条第1項に規定する旅館業(下宿営業を除く。)に属する事業所にあつては昭和49年12月1日。以下「基準適用日」という。)以後に設置された事業所(基準適用日前から設置の工事がされているものを除く。)をいう。ただし、基準適用日前に設置した事業所(基準適用日前から設置の工事がされているものを含み、1日当たりの平均的な排水の量が50m<sup>3</sup>未満のものを除く。)にあつては、基準適用日(水質汚濁防止法施行令第1条の改正により新たに定められた特定施設を設置する事業所にあつては、当該特定施設が定められた日)以降に特定施設を設置して新たに特定事業場となったものを含む。
  - 市条例規制基準は、畜舎に係る排水には、適用しない。
  - 市条例規制基準において、水素イオン濃度に係る許容限度は、昭和49年12月1日において現にゆう出している温泉(温泉法第2条第1項に規定する温泉をいう。)を利用する事業所に係る排水については、適用しない。
  - 市条例規制基準において、色汚染度に係る許容限度は、自然現象に起因するものについては、

適用しない。

- 10 市条例規制基準において、温度に係る許容限度は、1日当たりの平均的な排水の量が300m<sup>3</sup>未満の排水口については、適用しない。
- 11 ▼印の欄について、省令附則別表に掲げる業種に属する工場又は事業場の排水には、適用期間は平成18年12月11日から5年間、別途暫定基準が適用されている。（「イ 水の汚染状態を示す項目の排水基準及び排水指定物質の規制基準に係る暫定基準」を参照）
- 12 ★印の欄について、市条例施行規則附則別表に掲げる業種に属する工場又は事業場の排水には、平成23年12月10日まで、別途暫定基準が適用されている。（「イ 水の汚染状態を示す項目の排水基準及び排水指定物質の規制基準に係る暫定基準」を参照）

イ 水の汚染状態を示す項目の排水基準及び排水指定物質の規制基準に係る暫定基準

排水指定物質の種類	業種その他の区分	許容限度
亜鉛及びその化合物	金属鉱業	3 mg/L
	無機顔料製造業	
	無機化学工業製品製造業（ソーダ工業、無機顔料製造業、圧縮ガス・液化ガス製造業及び塩製造業を除く。以下同じ。）	
	表面処理鋼材製造業	
	非鉄金属第一次製錬・精製業	
	非鉄金属第二次製錬・精製業	
	建設用・建築用金属製品製造業（表面処理を行うものに限る。）	
	溶融めっき業	
	電気めっき業	
	下水道業（上記9業種から排出される水を受け入れているものであって、一定の条件に該当するものに限る。）	

ウ し尿その他生活に起因する排水のみを排出する事業所であってし尿処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する施設に限る。建築基準法施行令第32場第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員（以下「処理対象人員」という。）が50人以下のし尿浄化槽を除く。）又は下水道終末処理施設のみを設置する事業所に係る排水についての基準

(ア) し尿浄化槽以外のし尿処理施設又は下水道終末処理施設を設置する場合

項目	許 容 限 度	
	上乗せ排水基準	市条例規制基準
生物化学的酸素要求量	25 mg/L ( 20 mg/L )	25 mg/L
化学的酸素要求量	25 mg/L ( 20 mg/L )	25 mg/L
浮遊物質	70 mg/L ( 70 mg/L )	70 mg/L

- 備考 1 ( ) 内の数値は、日間平均値を示す。
- 2 上乗せ排水基準について、生物化学的酸素要求量に係る排水基準は湖沼及び海域以外の公共用水域に排出される排水について適用し、化学的酸素要求量に係る排水基準は湖沼又は海域に排出される排水について適用する。
- 3 市条例規制基準については、ウに規定する旅館業に該当する事業所に設置されるし尿処理施設

設から排出される排水には適用しない。

(イ) 処理対象人員が 501 人以上のし尿浄化槽を設置する場合

項 目	許 容 限 度			
	上乗せ排水基準		市条例規制基準	
	新 設	新設以外	新 設	新設以外
生物化学的酸素要求量	25 mg/L	40 mg/L	25 mg/L	40 mg/L
	( 20 mg/L )	( 30 mg/L )		
化学的酸素要求量	25 mg/L	40 mg/L	25 mg/L	40 mg/L
	( 20 mg/L )	( 30 mg/L )		
浮遊物質	70 mg/L	80 mg/L	70 mg/L	80 mg/L
	( 50 mg/L )	( 60 mg/L )		

- 備考 1 「新設」とは、平成 10 年 4 月 1 日以降に設置した事業所（同日前から設置の工事がされているものを除く。）をいう。
- 2 ( ) 内の数値は、日間平均値を示す。
- 3 上乗せ排水基準について、生物化学的酸素要求量に係る排水基準は湖沼及び海域以外の公共用水域に排出される排水について適用し、化学的酸素要求量に係る排水基準は湖沼又は海域に排出される排水について適用する。
- 4 市条例規制基準については、ウに規定する旅館業に該当する事業所に設置されるし尿処理施設から排出される排水には適用しない。

(ウ) 処理対象人員が 201 人以上 500 人以下のし尿浄化槽を設置する場合

項 目	許 容 限 度					
	上乗せ排水基準			市条例規制基準		
	新 設	新設以外		新 設	新設以外	
		合併処理	合併処理以外		合併処理	合併処理以外
生物化学的 酸素要求量	40 mg/L	80 mg/L	120 mg/L	40 mg/L	80 mg/L	120 mg/L
	( 30 mg/L )	( 60 mg/L )	( 90 mg/L )			
化学的 酸素要求量	40 mg/L	80 mg/L	120 mg/L	40 mg/L	80 mg/L	120 mg/L
	( 30 mg/L )	( 60 mg/L )	( 90 mg/L )			
浮遊物質	80 mg/L	160 mg/L	180 mg/L	80 mg/L	160 mg/L	160 mg/L
	( 60 mg/L )	( 120 mg/L )	( 140 mg/L )			

- 備考 1 「新設」とは、平成 4 年 4 月 4 日以後に設置する特定事業場（同日前から建設工事中のものを除く。）をいう。
- 2 「合併処理」とは、し尿と併せて雑排水（炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い排出される水をいい、工場排水その他の特殊な排水を除く。）を処理する指定地域特定施設のみを設置する特定事業場をいう。
- 3 ( ) 内の数値は、日間平均値を示す。
- 4 生物化学的酸素要求量に係る排水基準値は海域以外の公共用水域に排出される排水について適用し、化学的酸素要求量に係る排水基準は海域に排出される排水について適用する。
- 5 上乗せ排水基準は、排水量 50m<sup>3</sup>/日未満である特定事業場から排出される排水については、適用しない。

(エ) 処理対象人員が 51 人以上 200 人以下のし尿浄化槽を設置する場合（市条例規制基準）

項 目	許 容 限 度	
	新 設	新設以外
生物化学的酸素要求量	40 mg/L	130 mg/L
化学的酸素要求量	40 mg/L	130 mg/L
浮遊物質量	80 mg/L	160 mg/L

備考 「新設」とは、平成 10 年 4 月 1 日以後に設置した事業所（同日前から設置の工事がされているものを除く。）をいう。

エ 旅館業の用に供する施設等を設置する事業場から排出される排水に係る基準

旅館業法第 2 条第 1 項に規定する旅館業（下宿営業を除く。）について、旅館業の用に供する施設等のみを設置する特定事業場から排出される排水には上乗せ排水基準が適用され、旅館業に属する事業所（これらの事業所から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。以下同じ。）を処理するための事業所を含む。）で 1 日当たりの排水の量が 20m<sup>3</sup>以上のものには市条例規制基準が適用される。

項 目	排水量の区分 m <sup>3</sup> /日	許 容 限 度 (単位：mg/L)							
		乙 水 域				海 域			
		上乗せ 排水基準		市条例 規制基準		上乗せ 排水基準		市条例 規制基準	
		新設	新設 以外	新設	新設 以外	新設	新設 以外	新設	新設 以外
生物化学的 酸素要求量	100 未満	25 ( 20 )	130 ( 100 )	25	130	-	-	25	130
	100 以上	25 ( 20 )	90 ( 60 )	25	90	-	-	25	90
化学的酸素 要求量	100 未満	25 ( 20 )	130 ( 100 )	25	130	25 ( 20 )	130 ( 100 )	25	130
	100 以上	25 ( 20 )	90 ( 60 )	25	90	25 ( 20 )	90 ( 60 )	25	90
浮遊物質量	100 未満	50 ( 40 )	200 (150)	50	200	50 ( 40 )	200 (150)	50	200
	100 以上	50 ( 40 )	160 ( 120 )	50	160	50 ( 40 )	160 ( 120 )	50	160

- 備考 1 上乗せ排水基準において、「新設」とは昭和 49 年 12 月 1 日以後に設置する特定事業場（同日前から建設工事中のものを除く。）をいう。
- 2 ( ) 内の数値は、日間平均値を示す。
- 3 上乗せ排水基準のうち、生物化学的酸素要求量に係る排水基準は湖沼以外の公共水域に排出される排水について適用し、化学的酸素要求量に係る排水基準は湖沼又は海域に排出される排水について適用する。
- 4 上乗せ排水基準は、1 日当たりの平均的な排水の量が 50m<sup>3</sup>未満である特定事業場から排出される排水については、適用しない。

- 5 市条例規制基準において、「新設」とは昭和49年12月1日以後に設置した事業所（同日前から設置の工事がされているものを除く。）であって、1日当たりの排水の量が $50\text{m}^3$ 以上のもの又は平成10年4月1日以後に設置した事業所（同日前から設置の工事がされているものを除く。）をいう。

オ 畜舎のみを設置する特定事業場から排出される排水に係る基準（上乘せ排水基準）

項目	許容限度	特定事業場の種類
生物化学的酸素要求量	160 mg/L (120 mg/L)	畜舎等を設置する特定事業場であって、1日当たりの平均的な排水の量が $50\text{m}^3$ /日未満であるもののうち、総面積が $300\text{m}^2$ 以上の豚房施設又は $200\text{m}^2$ 以上の牛房施設のみを設置する特定事業場
化学的酸素要求量	160 mg/L (120 mg/L)	
浮遊物質	200 mg/L (150 mg/L)	
大腸菌群数	(3,000 個/ $\text{cm}^3$ )	

- 備考 1 「畜舎等」とは、次に掲げる施設をいう。
- (1) 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
    - ア 豚房施設（豚房の総面積が $50\text{m}^2$ 未満の事業場に係るものを除く。）
    - イ 牛房施設（牛房の総面積が $200\text{m}^2$ 未満の事業場に係るものを除く。）
    - ウ 馬房施設（馬房の総面積が $500\text{m}^2$ 未満の事業場に係るものを除く。）
  - (2) (1)に掲げる施設を設置する2以上の特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（し尿処理施設及び下水道終末処理施設を除く。）
- 2 「新設」とは、昭和48年10月20日以後に設置する特定事業場（同日前から建設工事中のものを除く。）をいう。
- 3 生物化学的酸素要求量に係る排水基準は湖沼及び海域以外の公共用水域に排出される排水について適用し、化学的酸素要求量に係る排水基準は湖沼または海域に排出される排水について適用する。
- 4 ( )内の数値は、日間平均値を示す。

カ その他の事業所から排出される排水の基準（市条例規制基準）

日本標準産業分類に定める食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ製造業を除く。）、情報通信業（通信業、インターネット附随サービス業、レコード制作業、新聞業及び出版業を除く。）、卸売業、小売業、不動産業、物品賃貸業（駐車場業、物品賃貸業に限る。）、学術研究、専門・技術サービス、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業（協同組合（他に分類されないもの）に限る。）又はサービス業（他に分類されないもの）に属する事業所にあつて1日当たりの排水量が $20\text{m}^3$ /日未満のもの（ウの事業所に該当するものを除く。）、当該事業所にあつて平成10年4月1日前に設置された1日当たりの排水の量が $50\text{m}^3$ /日未満のもの（同日前から設置の工事がされているものを含み、ウ又はエの事業所に該当するものを除く。）又はし尿その他生活に起因する排水のみを排出する事業所（ウ又はエの事業所に該当するものを除く。）に係る排水についての規制基準

項目	許 容 限 度
生物化学的酸素要求量	130 mg/L
化学的酸素要求量	130 mg/L
浮遊物質	160 mg/L

備考 この規制基準は、畜舎及び廃棄物の最終処分場に係る排水については、適用しない。

キ 窒素含有量及びりん含有量に係る上乘せ排水基準

項目	業 種 そ の 他 の 区 分	許 容 限 度	
		新設の 場合	新設以外 の場合
窒 素 含 有 量	1 しょう油・食用アミノ酸製造業	60 ( 30 )	80 ( 40 )
	2 食料品製造業 (前項に掲げるものを除く。)	20 ( 10 )	30 ( 10 )
	3 アンモニア製造業	60 ( 30 )	80 ( 40 )
	4 その他の無機化学工業製品製造業 (窒素又はその化合物を原料又は触媒として使用するものに限る。)	80 ( 40 )	100 ( 50 )
	5 脂肪族系中間製造業 (窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。)	80 ( 40 )	100 ( 50 )
	6 環式中間物・合成染料・有機顔料製造業 (窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。)	100 ( 50 )	-
	7 合成ゴム製造業 (窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものに限る。)	80 ( 40 )	100 ( 50 )
	8 その他の有機化学工業製品製造業 (窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。)	30 ( 15 )	40 ( 20 )
	9 医薬品原薬製造業 (窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。)	40 ( 20 )	50 ( 40 )
	10 化学工業 (3の項から前項までに掲げるものを除く。)	16 ( 8 )	20 ( 10 )
	11 鉄鋼業 (ステンレス硝酸酸荒工程を有するものに限る。)	80 ( 40 )	100
	12 鉄鋼業 (前項に掲げるものを除く。)	16 ( 8 )	20 ( 10 )
	13 その他の非鉄金属第1次精錬・精製業	100 ( 50 )	-
	14 核燃料製造業	100 ( 50 )	-
	15 電気めっき業・溶融めっき業及びアルマイト加工業 (窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)	100 ( 50 )	-
	16 民生用電気機械器具製造業 (窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)	40 ( 20 )	60 ( 30 )
	17 自動車・同付属品製造業 (窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)	40 ( 20 )	50 ( 25 )
	18 製造業 (1の項から前項までに掲げるものを除く。)	20 ( 10 )	40 ( 20 )

	業 種 そ の 他 の 区 分	許 容 限 度	
		新設の 場合	新設以外 の場合
窒 素 含 有 量	19 下水道業	20 ( 10 )	30 ( 20 )
	20 し尿浄化槽 (建築基準法施行令第32場第1項の表に規定する算定方法により算出した処理対象人員が201人以上のものに限る。)	20 ( 10 )	50 ( 30 )
	21 産業廃棄物処分業 (窒素又はその化合物を含む廃液を処分するものに限る。)	40 ( 20 )	80 ( 60 )
	22 1の項から前項までに分類されないもの	30 ( 15 )	50 ( 30 )
りん 含 有 量	1 味そ製造業	3 ( 1.5 )	-
	2 しょう油・食用アミノ酸製造業	3 ( 1.5 )	6 ( 3 )
	3 植物油脂製造業 (燐又はその化合物を脱ガム剤として使用するものに限る。)	3 ( 1.5 )	-
	4 そう(惣)菜製造業	3 ( 1.5 )	8 ( 4 )
	5 食料品製造業 (1の項から前項に掲げるものを除く。)	2 ( 1 )	6 ( 3 )
	6 脂肪族系中間物製造業 (燐又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものに限る。)	8 ( 4 )	13
	7 医薬品原薬製造業 (燐又はその化合物を原料として使用するものに限る。)	2 ( 1 )	8 ( 4 )
	8 鉄鋼業	1 ( 0.5 )	2 ( 1 )
	9 電気めっき業・溶融めっき業及びアルマイト加工業 (燐又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)	2 ( 1 )	-
	10 金属製品製造業 (前項に掲げるものを除く。)	1.5 ( 1 )	4 ( 2 )
	11 民生用電気機械器具製造業 (燐又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)	2 ( 1 )	12 ( 6 )
	12 自動車・同附属品製造業 (燐又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)	2 ( 1 )	-
	13 製造業 (1の項から前項までに掲げるものを除く。)	2 ( 1 )	4 ( 2 )
	14 下水道業	1 ( 0.5 )	4 ( 2 )
	15 し尿浄化槽 (建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算出方法により算定した処理対象人員が201人以上のものに限る。)	2 ( 1 )	8 ( 4 )
	16 産業廃棄物処分業 (燐又はその化合物を含む廃液を処分するものに限る。)	2 ( 1 )	8 ( 4 )
	17 1の項から前項までに分類されないもの	4 ( 2 )	8 ( 4 )

備考 1 「新設」とは、平成11年4月1日(水質汚濁防止法施行令第1条の改正により新たに定められた特定施設に係る場合)にあっては当該特定施設が定められた日をいう。以下この備考において同じ。)以後に設置する特定事業場(平成11年4月1日前から建設工事中のものを除く。以

- 下「新設事業場」という。)をいう。
- 2 ( )内の数値は、日間平均値を示す。
  - 3 この表に掲げる排水基準は、東京湾(館山市洲崎から三浦市剣崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域をいう。)及びこれに流入する公共用水域に排出される排水水についてのみ適用する。
  - 4 新設事業場以外の特定事業場で平成11年4月1日において2以上の業種その他の区分に属するものから排出される排水水については、この表によりその業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
  - 5 新設事業場以外の特定事業場で平成11年4月1日以後に同日前において属していた業種その他の区分以外の業種その他の区分に属することとなったものから排出される排水水については、この表によりそれらの業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、それらの排水基準のうち同日において適用される許容限度のものを適用する。
  - 6 新設事業場で2以上の業種その他の区分に属する特定事業場から排出される排水水については、この表によりそれらの業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、それらの排水基準(水質汚濁防止法施行令第1条の改正により新たに属することとなった業種その他の区分(以下「追加業種等」という。)に係るものを除く。)のうち、最小の許容限度のもの(追加業種等を除いた当該特定事業場が属する業種その他の区分が一であるときは、当該業種その他の区分に係る排水基準)を適用する。
  - 7 この表に掲げる排水基準は、工場又は事業場に係る汚水等を処理する特定事業場に係る排水水については当該特定事業場が当該工場又は事業場の属する区分に属するものとみなして適用する。この場合において、当該工場又は事業場が属する区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは4から6までの規定を準用する。
  - 8 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排水水の量が50m<sup>3</sup>未満である特定事業場から排出される排水水については、適用しない。
  - 9 この表の数値は、総理府令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。
  - 10 平成11年3月31日において設置されている特定事業場でし尿浄化槽(し尿のみを処理するものに限る。)のみを設置する特定事業場でし尿及び雑排水(炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い排出される水をいい、工場排水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。)のみを排出するものから排出される排水水については、キの規定は、当分の間、適用しない。
  - 11 下水道業に属する特定事業場のうち、下水道終末処理施設(2以上の下水道終末処理場から生じた汚泥を処理する施設に係る水を処理するものを除く。)を設置するものから排出される排水水に係るキの適用については、当分の間、窒素含有量の項新設以外の場合の欄中「30」とあるのは「40」と、「20」とあるのは「30」とし、りん含有量の項新設以外の場合の欄中「4」とあるのは「5」と、「2」とあるのは「3」とする。
  - 12 下水道業に属する特定事業場のうち、下水道終末処理施設(2以上の下水道終末処理施設から生じた汚泥を処理する施設に係る水を処理するものに限る。)を設置するものから排出される排水水に係るキの適用については、当分の間、窒素含有量の項新設以外の場合の欄中「30」とあるのは「50」と、「20」とあるのは「40」とし、りん含有量の項新設以外の場合の欄中「4」とあるのは「7」と、「2」とあるのは「5」とする。

### 3 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質排出基準

ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(平成11.12.27 総令67)別表第2

対 象	排出基準
ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2第1号から第16号までに掲げる施設	10pg-TEQ/L

#### 4 土壤汚染に関する基準（抜粋）

条例施行規則別表第 15

特定有害物質等の種類	溶出量基準値 (mg/検液 1 L)	含有量基準値 (ダイオキシン類を除き mg/土壌 1 kg)
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして0.01	カドミウムとして150
シアン化合物	検出されないこと。	遊離シアンとして50
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	検出されないこと。	
鉛及びその化合物	鉛として0.01	鉛として150
六価クロム化合物	六価クロムとして0.05	六価クロムとして250
砒素及びその化合物	砒素として0.01	砒素として150
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀として0.0005	水銀として15
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	
P C B	検出されないこと。	
トリクロロエチレン	0.03	
テトラクロロエチレン	0.01	
ジクロロメタン	0.02	
四塩化炭素	0.002	
1, 2-ジクロロエタン	0.004	
1, 1-ジクロロエチレン	0.02	
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04	
1, 1, 1-トリクロロエタン	1	
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006	
1, 3-ジクロロプロペン	0.002	
チウラム	0.006	
シマジン	0.003	
チオベンカルブ	0.02	
ベンゼン	0.01	
セレン及びその化合物	セレンとして0.01	セレンとして150
ほう素及びその化合物	ほう素として1	ほう素として4,000
ふっ素及びその化合物	ふっ素として0.8	ふっ素として4,000
ダイオキシン類		ダイオキシン類として 1,000pg-TEQ/土壌 1 g

備考 1 「検出されないこと。」とは、2に定める測定の方法により土壤の汚染状態を測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

2 特定有害物質等の溶出量の測定の方法は、土壤の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)に定める方法によるものとする。

3 特定有害物質等の含有量の測定の方法は、次の各号に掲げる物質ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) カドミウム及びその化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)に基づく土壤含有量調査に係る測定方法(平成15年環境省告示第19号)

- (2) ダイオキシン類

環境庁告示第68号に定める土壤の測定の方法

4 ダイオキシン類の濃度は、別表第7第3項の備考に定める方法により、2、3、7、8—四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。

## 5 指定区域の指定に係る基準等（抜粋）

土壤汚染対策法施行規則別表第2、第3、第4

特定有害物質の種類	指定基準		措置基準
	溶出量基準 (mg/検液 1L)	含有量基準 (mg/土壌 1kg)	第二溶出量基準 (mg/検液 1L)
カドミウム及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.3 以下
六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下	1.5 以下
シマジン	0.003 以下	—	0.03 以下
シアン化合物	検出されないこと。	遊離シアン 50 以下	1 以下
チオベンカルブ	0.02 以下	—	0.2 以下
四塩化炭素	0.002 以下	—	0.02 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 以下	—	0.04 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.02 以下	—	0.2 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—	0.4 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—	0.02 以下
ジクロロメタン	0.02 以下	—	0.2 以下
水銀及びその化合物	水銀 0.0005 以下 アルキル水銀 検出されないこと。	水銀 15 以下	水銀 0.005 以下 アルキル水銀 検出されないこと。
セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.3 以下
テトラクロロエチレン	0.01 以下	—	0.1 以下
チウラム	0.006 以下	—	0.06 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 以下	—	3 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 以下	—	0.06 以下
トリクロロエチレン	0.03 以下	—	0.3 以下
鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.3 以下
砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.3 以下
ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4,000 以下	24 以下
ベンゼン	0.01 以下	—	0.1 以下
ほう素及びその化合物	1 以下	4,000 以下	30 以下
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	—	0.003 以下
有機りん化合物	検出されないこと。	—	1 以下

## 6 地下水の浄化基準(抜粋)

条例施行規則別表第 16

特定有害物質等の種類	基準値 (ダイオキシン類を除き mg/L)
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 0.01
シアン化合物	検出されないこと。
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)	検出されないこと。
鉛及びその化合物	鉛として 0.01
六価クロム化合物	六価クロムとして 0.05
砒素及びその化合物	砒素として 0.01
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀として 0.0005
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
トリクロロエチレン	0.03
テトラクロロエチレン	0.01
ジクロロメタン	0.02
四塩化炭素	0.002
1, 2-ジクロロエタン	0.004
1, 1-ジクロロエチレン	0.02
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04
1, 1, 1-トリクロロエタン	1
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006
1, 3-ジクロロプロペン	0.002
チウラム	0.006
シマジン	0.003
チオベンカルブ	0.02
ベンゼン	0.01
セレン及びその化合物	セレンとして 0.01
ほう素及びその化合物	ほう素として 1
ふっ素及びその化合物	ふっ素として 0.8
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (し尿その他生活に起因する下水、家畜排せつ物及び肥料の施用に係るものを除く。以下この表において同じ。)	亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 10
ダイオキシン類	1 pg - TEQ/L

備考 1 「検出されないこと。」とは、備考 3 に定める測定の方法により地下水の汚染状態を測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

## 7 特定地下浸透水の有害物質を含むものとしての要件

水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法

(平成1.8.21環告39)

有害物質の種類	備考 (mg/L)
カドミウム及びその化合物	0.001
シアン化合物	0.1
有機燐化合物 (パラチオン、メルパチオン、メルジプトン及びEPNに限る。)	0.1
鉛及びその化合物	0.005
六価クロム化合物	0.04
砒素及びその化合物	0.005
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005
アルキル水銀化合物	0.0005
ポリ塩化ビフェニル	0.0005
トリクロロエチレン	0.002
テトラクロロエチレン	0.0005
ジクロロメタン	0.002
四塩化炭素	0.0002
1, 2-ジクロロエタン	0.0004
1, 1-ジクロロエチレン	0.002
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.004
1, 1, 1-トリクロロエタン	0.0005
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.0006
1, 3-ジクロロプロペン	0.0002
チウラム	0.0006
シマジン	0.0003
チオベンカルブ	0.002
ベンゼン	0.001
セレン及びその化合物	0.002
ほう素及びその化合物	0.2
ふっ素及びその化合物	0.2
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素 0.7 亜硝酸性窒素 0.2 硝酸性窒素 0.2

「当該有害物質が検出されること。」とはその結果が備考の値以上の有害物質が検出される場合である。

## 8 地下水の水質の浄化に係る措置命令の必要な限度（抜粋）

水質汚濁防止法施行規則第9条の3別表

有害物質の種類	基準値 (mg/L)
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.01
シアン化合物	検出されないこと
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルメトン及びEPNに限る。）	検出されないこと
鉛及びその化合物	鉛 0.01
六価クロム化合物	六価クロム 0.05
砒素及びその化合物	砒素 0.01
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.0005
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと
トリクロロエチレン	0.03
テトラクロロエチレン	0.01
ジクロロメタン	0.02
四塩化炭素	0.002
1, 2-ジクロロエタン	0.004
1, 1-ジクロロエチレン	0.02
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04
1, 1, 1-トリクロロエタン	1
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006
1, 3-ジクロロプロペン	0.002
チウラム	0.003
シマジン	0.0003
チオベンカルブ	0.02
ベンゼン	0.01
セレン及びその化合物	セレン 0.01
ほう素及びその化合物	ほう素 1
ふっ素及びその化合物	ふっ素 0.8
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 10

「当該有害物質が検出されないこと」とはその結果が測定方法の定量限界を下回ることをいう。